

文書分類番号	C010
保存期間	10年

広警務第1745号

平成22年10月21日

各部長・参事官  
各所属長様

警察本部長

「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について（通達）

県警察では、平成12年8月に策定された「警察改革要綱」及び「警察改革の持続的断行について」（平成17年12月12日付け警察庁甲官発第382号ほか）に基づき、治安と信頼の回復に向けた各種施策を推進してきたところである。

そうした中、警察改革要綱の策定から10年が経過する本年、国家公安委員会・警察庁では、これまでの警察改革の取組みについて総括した。その中では、「警察改革」として掲げた施策は着実な成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価する一方で、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方は、将来の警察行政においても堅持されるべきものであること、物品購入等についての不適正な経理処理や業務上・私行上の非違事案の発生が依然として見られること等の指摘がなされている。その上で、「警察改革の精神」の具現化である個々の施策について、言わば非常時の「改革」の一環としてではなく、むしろ日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることを指向していくこと、さらに、犯罪・事故の抑止と検挙の積極的推進のための具体的な方策を検討・実施することにより、新たな治安情勢に的確に対応しつつ、治安水準の更なる向上を目指すこととされたところである。

県警察においても、先般、平成12年以降の警察改革の取組み状況を検証し、県公安委員会に対し、警察改革の精神を風化させることなく、各種施策を推進していく旨報告したところである。

言うまでもなく、治安の維持は社会の発展の基盤であり、これを担う警察の活動は、県民の信頼なしには成立し得ない。

各位にあっては、改めて警察改革の原点に思いを致すとともに、下記の方策を講ずるなどにより、警察改革にかかる各施策の更なる定着化・深化と治安水準の更なる向上を図り、県民のための警察を確固たるものとされたい。

## 1 警察本部等との連携等による各施策の着実な実施

いまだ取組不足と認められる施策はもちろん、十分に成果が上がったと認められる施策についても、各施策の趣旨が忘れられることのないよう、また、実施が形式的にならないよう注意を払いつつ、必要に応じて運用の改善を行うなど、その着実な実施を図ること。その際、警察本部にあっては警察庁所管部局と、警察署にあっては警察本部担当部門との密接な連携、情報共有等により、各施策の効果が最大限のものとなるよう常に配慮すること。

## 2 警察改革の精神を浸透させるための継続的な取組み

警察改革の精神については、すべての警察職員が将来にわたり受け継ぎ、また、警察組織に内在化させる必要があることから、そのために特に重要な役割を果たすべき所属長自らが、部下職員に対し警察刷新の日における教養を行うなど、あらゆる機会をとらえて意識付けを確実に行うこと。さらに、各級職員に対する学校教養等の継続的な実施により、警察改革に至った経緯、警察改革の趣旨等についての理解が一人一人の職員に浸透するよう徹底すること。